

用地業務の流れ

1 事業・用地説明

土地の権利者や関係住民の方に事業の目的、事業の概要、用地補償などについて説明し、理解を深めていただくために「事業・用地説明会」を行います。



2 測量・調査

関係者の皆様に立ち会いいただき、土地の境界や事業に必要な土地の範囲を確認していただくとともに、建物等の補償物件の調査などを行います。



3 補償金額の算定

調査をさせていただいた結果等に基づき、買い取りをさせていただく土地の代金や建物などの補償金額の算定を行います。



4 補償内容の説明

補償金額の算定ができますと、内容の説明をさせていただくとともに、補償金額を提示します。



5 契約の締結・登記の承諾

補償の内容・金額等にご了解いただきますと、契約を締結し、併せて登記承諾もしていただくことになります。



6 建物等の移転

移転すべき建物、工作物等がある場合は、期間を設けて移転を行っていただきます。



7 補償金等の支払

土地の所有権移転登記が完了すると共に、建物等の移転が完了し土地の引渡しが行われた後に土地代・補償金をお支払します。(前金7割未満、後金3割)